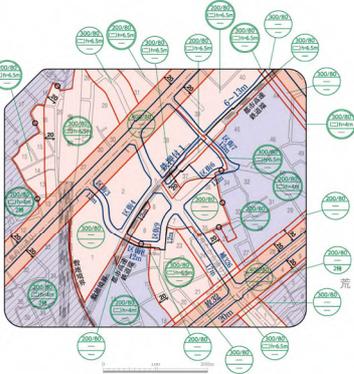
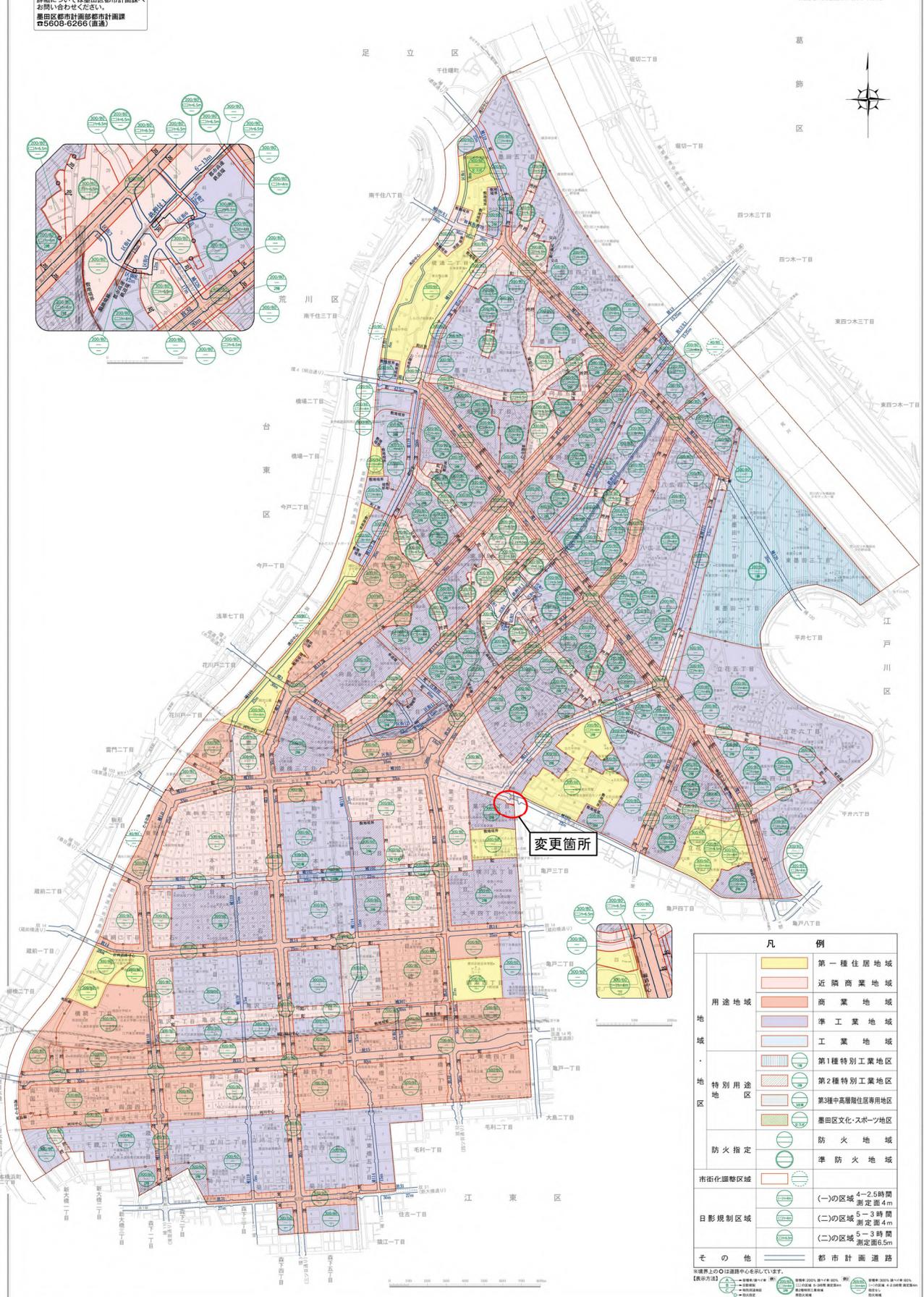


# 東京都都市計画用途地域総括図（東京都決定）

令和6年9月

この都市計画図は概略図のため  
詳細については墨田区都市計画課へ  
お問い合わせください。  
墨田区都市計画部都市計画課  
☎5608-6266(直通)

この図は、都市計画法第10条第1項に基づき、東京都が定める都市計画用途地域を示すものである。用途地域の指定は、都市計画決定により行われ、変更は都市計画変更手続による。用途地域の指定は、都市計画決定により行われ、変更は都市計画変更手続による。用途地域の指定は、都市計画決定により行われ、変更は都市計画変更手続による。



変更箇所

凡 例	
用途地域	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
工業地域	工業地域
	第1種特別工業地区
	第2種特別工業地区
特別用途地区	第3種中高層居住専用地区
	墨田区文化・スポーツ地区
防火指定	防火地域
	準防火地域
市街化調整区域	市街化調整区域
日影規制区域	(一)の区域 4-2.5時間 測定面4m
	(二)の区域 5-3時間 測定面4m
	(二)の区域 5-3時間 測定面6.5m
その他	都市計画道路